

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する
医療用防災カーテンのメンテナンス付き賃貸借仕様書

1 物 件 防災カーテンのメンテナンス付き賃貸借契約

2 賃借場所 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター(院内保育所含む)
南和広域医療企業団南奈良看護専門学校(体育館含む)
南和広域医療企業団吉野病院
南和広域医療企業団五條病院

3 賃借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

本契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 234 条の 3 及び南和広域医療企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 4 号に基づく長期継続契約であり、令和8年度予算の議決を条件として契約が成立するものとする。

また、令和9年度以降において当該契約の金額について減額または削除があった場合、当該契約を変更、または解除することができるものとする。

加えて、賃貸人が仕様書に定める事項を履行していない時、契約の目的を達成することができないと企業団が判断した場合は、契約を解除することがある。

これらの解除に伴い、賃貸人は、損害賠償を請求しないものとする。

4 賃借物件仕様

(1)カーテンの設置場所等について

カーテンの設置場所、品番及びサイズは「カーテン内訳明細書」のとおりとする。また、同等品は可とするが、事前に適合規格申請書を提出し、承認を受けること。

(2)カーテンの生地について

①消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。

②色彩については、落札後に打ち合せし、決定するものとする。

③JISに定める洗濯方法によって 30 回以上の洗濯に耐えること。

④熱湯(80℃)消毒を行って収縮率が巾・丈共に 1.0%以下であること。

⑤上記の仕様を基に、構成はカーテン内訳明細書通り。

(3)カーテンの縫製について

①ドレープカーテン、レースカーテンは、2 ツ山 1.5 倍ヒダ以上とし(カーテン内訳明細書内容)上下折り返しは 35cm以上とすること。

②間仕切用カーテンはヒダをとらないプレーン仕上げとする。また誤飲防止のためフックが簡単にカーテンから落ちないようにフックテープに直接縫い付けとし、下部はヒートカット仕様とすること。

③間仕切カーテンは交換作業時における怪我などを防止するため、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。

- ④間仕切用カーテンのメッシュ部分の寸法は、緊急時のスプリンクラー散水、空調、照明等の妨げにならないよう75cm以上とする。(天井高 240cm以上に限る。天井高 240cm未満の場合はスプリンクラー散水等に応じた寸法とする)
- ⑤カーテンのフックは、安全への配慮を考え破損の少ない、また錆びに強いステンレス製を使用すること。
- ⑥防災カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜した「防災ラベル」をカーテン 1 枚ごとに縫い付けること。制菌カーテンにはカーテン1枚ごとに「制菌ラベル」を縫い付けること。
- ⑦サイズが分かるようカーテン1枚ごとに「サイズラベル」を縫い付けること。
- ⑧全てのカーテンはグリーン購入法に基づく適合製品とし、リース満了後 100%リサイクル処理すること。また、その処理方法を示したマニフェストを事前に提出し、各カーテンにはメンテナンス業者が発行する「リサイクルラベル」を縫い付けること。
- ⑨賃貸人はリサイクルシステムを構築していること。

5 カーテン定期メンテナンス

- (1)賃貸人はカーテンの縫製及びメンテナンス、クリーニング等の作業を全て自社工場・自社スタッフで行えること。
- (2)施設内のカーテンについては年1回(12か月ごと)交換メンテナンスを行うこと。
- (3)(2)に関するメンテナンス作業は1回の作業工程で 2,500 平米以上処理すること。
- (4)カーテン・ランドリークリーニングの方法は、
 - ①予洗(1回～2回常温にて最低 5 分以上)
 - ②本洗(1回～2回 30℃～80℃洗剤にて約 10 分)
 - ③濯ぎ(2回～3回、1回につき最低 3 分以上)
 - ④脱水(遠心分離機にて絞り脱水)
 - ⑤プレス仕上げ(カーテン用ヒートローラーにて 1 枚ずつプレス仕上げ)の工程を行うこと。
- (5)カーテンクリーニングは自社工場に持ち帰り行うものとし、施設内及びその周辺へのクリーニング機器を持ち込んでの方法は、施設内及びその周辺に対する環境等諸事情を考慮し禁止とする。
- (6)カーテンクリーニング工場は仕様書に適する工場を設備していること。また所在を明確にすること。
- (7)上記業務を実施するときは、作業工程表を提出し企業団側の了解を得ること。
- (8)上記作業に伴う代替カーテンは MRSA 等の多剤耐性菌および真菌類に効果のある制菌・抗菌効果を有する製品とし、賃貸人が全て用意すること。
- (9)カーテンの交換業務にあたっては、企業団担当者の指示に従い、特に入院患者、来院者、保育児童等の妨げにならないよう心掛けること。
- (10)カーテンの交換業務に関与するスタッフは、施設側に迷惑の掛からないよう、必ず業者を証明するユニホームを統一し着用すること。
- (11)賃貸人は、契約期間中の通常使用に伴うカーテンのほつれ、綻び等の補修を無償で行うこと。(故意による破損・紛失は別途協議の上とする)
- (12)賃貸人は定期メンテナンス実施後に、業務報告書を企業団に提出し、了承を得ること。
- (13)賃貸人は、契約期間中の血液及び汚物等で汚れた時や特に汚れが酷いものについて、(2)に関

わらず速やかに回収しクリーニングを実施すること。南奈良総合医療センターのカーテン回収は 1 週間に 1 度必ず行うこと。納品場所は 2F の備品倉庫とし、サイズ別に分類し棚へ収納すること。五條病院、吉野病院のカーテン回収はオンコール対応とし、速やかに回収、納品を行うこと。また、同時に代替カーテンも用意すること。加えて、緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ緊急連絡先を企業団へ提出すること。

(14) 契約期間中のカーテンについては、賃貸人が保障すること。

(15) 賃貸人はカーテンメンテナンス及びクリーニング業務の品質保証体制について ISO9001 の認証若しくは医療関連サービスマークの認定を取得していること。

6 納入等

(1) 賃貸人はカーテンの仕立て前に現場において実測すること。

(2) カーテンの取付けにあたり、事前に企業団に対して実施計画書を提出し、承認を得ること。

(3) カーテンの取付けは、全て賃貸人が行うこと。

(4) カーテンの社名表示は、出来るだけ小さく目立たないところに記入すること。

(5) 賃貸人は、納入後にすべてのカーテンの㎡数、枚数、設置場所等を記載した「カーテン管理台帳」を企業団に提出すること。

7 業務の実施条件

(1) 業務の改善について

業務の実施に当たり、企業団が不適当であると判断した事項については、賃貸人は直ちに文書により改善内容を報告するとともに、企業団の了承を得た上で必要な措置を講ずること。また、企業団からの再案の注意にもかかわらず、継続的に改善されていないと認めた時は、契約期間中であつても契約を解除できることとする。

(2) 企業団が所有する設備・備品などの破損事故について

賃貸人は、業務実施に当たり、設備・備品等の取扱に十分注意することとし、万一破損した場合、直ちに文書にて企業団に報告の上、適切な措置を講じるとともに損害賠償の責任を負うこと。

(3) 賃借料の支払い

ア 賃貸人は、当該対象月における請求を行うにあたり、翌月 10 日までに企業団に請求書を提出し、確認を受けること。

イ 企業団は適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に賃貸人に支払うこととする。

8 その他

(1) 賃貸人は、本業務の遂行にあたり、関連諸法令、条例、規則及び関連通知等を遵守し、その他指導を誠実に守ること。

(2) 賃貸人は、本業務の履行の前後を問わず、業務の履行に際し、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(3) 賃貸人は、企業団が貸与した図面その他資料については、履行期間終了後、速やかに返却するものとする。

(4) 賃貸人は、安全かつ円滑に業務を遂行すること。

- (5)賃貸人は、企業団の施設設備が公有財産であることを常に意識し、破損・損傷等の事故を起こさないよう従事者の監督指揮を徹底すること。
- (6)賃貸人は、本業務の遂行に係る事項等が発生した場合の賠償・補償措置を講じるものとする。
- ア 賃貸人は、事故等に対応できる各種保険に加入することとし、加入した保険証の写しを企業団に提出すること。
- イ 万一、患者、来院者、病院職員及びその関係者、従事者等の人身事故、器物破損事故、労働災害事故等が発生した場合は賃貸人の責任において解決すること。
- ウ 院内の施設設備や備品の滅失、破損・損傷等で、賃貸人の責めに帰すべき事由により生じた損害については、直ちに企業団の指示に従い、修理あるいは新品と交換、現状復帰すること。
- (7)災害等が発生した事態に備え、賃貸人は契約窓口と同等の機能をもつグループ会社又は営業所を県外2ヶ所以上有すること。
- (8)本仕様書に定めのない事項及び不明点については、相互協議のうえ決定すること。